

高知市犯罪被害者等支援条例（案）概要

令和8年1月5日～2月5日
パブリックコメント資料
市民協働部 くらし・交通安全課

1 条例制定の背景等

●犯罪被害者等が直面する困難

- | | |
|---------|------------------------------------|
| ・ 心理的負担 | 精神的ショック、トラウマ、不安などのストレス等 |
| ・ 経済的負担 | 収入の途絶、就労の不安定化、医療費、転居費用等 |
| ・ 法的手続き | 捜査、裁判等への関与等 |
| ・ 二次被害 | 過度の取材、マスコミ等によるプライバシー侵害、周囲の理解不足や偏見等 |

日常生活における様々な場面において、被害からの回復まで長期にわたる継続的なサポートを必要としている

●条例制定の趣旨

市民の日常生活に直接関わる基礎自治体として、被害者等の心情や実情に寄り添った、きめ細かな支援を行うとともに、県や関係団体等と連携した取組をさらに推進していくため条例を制定するもの

- ・ 市の姿勢を明確化し県や関係機関等との連携を強化
- ・ 犯罪被害者等の抱える困難に対する市民等の理解の増進
- ・ 誰もが安全で安心に暮らせる地域社会の実現に向けた取組の推進

2 国、高知県の動き

●国の動き

- ・ 平成17年 犯罪被害者等基本法を施行
- ・ 令和3年 第4次犯罪被害者等基本計画の決定

●高知県の動き

- ・ 令和2年 犯罪被害者等支援条例を施行
- ・ 令和3年 犯罪被害者等の支援に関する指針を制定

3 スケジュール

	11月 (R7)	12月	1月 (R8)	2月	3月	4月	5月	6月	7月
議会 関係		● 委員会でパブコメ案を説明			● 条例議案の提出	● 条例の公布			● 条例の施行
意見 聴取等	● 安全で安心な まちづくり会議		➡ パブリックコメント (1/5～2/5)		● パブリックコメントに対する回答 (ホームページ登載)	● 条例の周知・啓発、職員の研修			

4 全国の特化条例制定状況（R7.10月調査）

都道府県
47/47

中核市
45/62

県内市町村
2 (中土佐町、日高村) /34

＜条例の概要＞

◆ 目的（1条）

◎犯罪被害からの早期の回復や被害の軽減、犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、もって市民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与すること。

◆ 基本理念（3条）

◎犯罪被害者等の尊厳や権利が尊重され、犯罪等により受けた被害の状況や生活環境等に応じて適切に対応する。

◎二次被害が生ずることのないよう十分配慮し、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、被害を受けた直後から必要な支援が途切れることなく提供する。

◎市及び関係機関が相互に連携、協力し、犯罪被害者等を支えることにより誰もが安心して暮らすことができる地域社会をつくる。

◆ 市の責務（4条）

◎関係機関等との役割分担を踏まえ、犯罪被害者等の支援を総合的に推進

◎犯罪被害者等の支援を円滑に実施するための体制の整備

◆ 施策

●相談及び情報の提供等（9条）

- ・ 総合的窓口の設置
- ・ 専門的知識に基づく相談対応、情報の提供、助言等による支援
- ・ 関係機関等との連絡調整

●経済的負担の軽減（10条）

- ・ 経済的な助成に関する情報の提供、助言その他の必要な支援

●心身に受けた影響からの回復（12条）

- ・ 心身の状況に応じた適切な各種サービス（保健医療・福祉・学校における支援等）にかかる支援

●安全の確保（13条）、居住の安定（14条）

- ・ 一時保護、施設入所、住民票の写し等の請求の制限等
- ・ 市営住宅への優先入居及び短期的な入居の支援等

●市民・事業者の理解の増進（16条）

- ・ 犯罪被害者等支援に関する広報、啓発及び学校での教育等